

ブロック塀等撤去費補助申請チェック表

ブロック塀等撤去費補助を受けようとする方は次の条件に当てはまる必要があります。
すべての項目に該当するか確認してください。

ブロック塀等撤去費補助を受けるための条件		
ブロック・レンガ・大谷石等の組積造の塀ですか？	はい	いいえ
道路及び公共施設の敷地に面する塀ですか？	はい	いいえ
塀の高さは道路から1メートル以上ありますか？ また、組積造の部分が60センチメートル以上ありますか？	はい	いいえ
今年度内に工事が終了し、実績報告書の提出ができますか？	はい	いいえ

必ず工事着工前に補助金交付申請をし、補助金交付決定通知を受けてから工事着手してください。事前に除却工事に着手している場合は、補助金を交付することが出来ません。

【申請の流れ】

- ① 交付申請
 - ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1）
 - 撤去場所の案内図
 - 撤去工事の内容を表した図面及び撤去するブロック塀等の写真
 - 取壊しに要する経費の見積書の写し
(ブロック塀撤去工事以外の工事が含まれる場合は内訳を分かるようにしたもの)
- ② 補助金交付決定通知（交付決定通知書を発行いたします。）
- ③ 着 手 （交付決定通知後に着手してください。補助金を交付できない場合があります。）
- ④ 完 了
- ⑤ 実績報告
 - ブロック塀等撤去完了実績報告書（様式第5）
 - 工事請負契約書の写し
 - 工事費請求書又は領収書の写し
(ブロック塀撤去工事以外の工事が含まれる場合は内訳を分かるようにしたもの)
 - 工事着手前及び工事完了後の写真
 - 補助金支払請求書

【補助金の額】

撤去に要する経費の額、撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1.5万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の3分の2の額とし、10万円を限度とします。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。